

様式一覧表

<素材売買単価契約>

- 3 1 素材買取単価見積書
- 3 2 売買単価契約書
- 3 3 売買単価変更契約書
- 3 4 完了届
- 3 5 着手届
- 3 6 現場代理人届
- 3 7 (別紙) 経歴書

素材買取単価見積書

年 月 日

一般社団法人 宮城県林業公社
理事長

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

代理人氏名

印

下記金額をもって買取したいので見積いたします。

記

- 1 事業番号
- 2 事業名
- 3 事業箇所
- 4 用途別見積単価

用途	用途別見積単価 (円/m ³ ・税別)	備考

売買単価契約書

一般社団法人宮城県林業公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、下記の事業箇所の搬出間伐事業等において生産された素材（以下「売買物件」という。）の売買
について、次の条項により単価契約を締結する。

（契約要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）事業番号・事業名

（2）事業箇所

（3）売買物件

樹種	伐採種別	予定材積(m ³)	備考

（4）用途別売買単価 別表のとおり

（5）契約保証金 なし

（6）契約期間 契約締結の日から 年 月 日まで

（7）売買金額 第4条2項で算出した精算額の総額に、消費税及び地方消費税に相当する額
を加算した金額

（8）支払方法 甲が発行する請求書により、支払い指定日までに指定口座に振込ものとする。

（売買物件の引渡し）

第2条 甲は、前条第1項第6号の契約期間中、生産された売買物件を随時引渡すものとする。

2 乙は、売買物件を引受けた都度、数量を確認し甲に書面で報告するものとする。

3 乙は、前項の定めにより引受けた売買物件は、甲の確認を受けた後、事業箇所から運搬しなければならない。

（所有権の移転）

第3条 売買物件の所有権は、甲から乙に売買物件の引渡しがあったとき、甲から乙に移転するものとする。

（完了及び精算）

第4条 乙は、第2条3項に定める売買物件の確認が全て完了したとき、速やかに完了届（別記様

式第1号)を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の届出を受理したときは、第1条第1項4号の用途別売買単価に確定した用途別毎の売買物件の材積を乗じて精算額(千円未満切捨)を確定し、14日以内に乙に第1条1項7号の売買金額を請求するものとする。
- 3 甲は、用途別売買単価に組み込まれていない用途(以下「契約外用途」という。)について乙との協議の結果、売払を決定した売買物件についても、前項と同様に精算するものとし、追加変更する。

(危険負担)

第5条 売買物件の引渡し後に生じた損害は、乙の負担とする。

(着手届)

第6条 乙は、この契約締結後7日以内に、着手届(別記様式第2号)を甲に提出しなければならない。

(監督職員)

- 第7条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知(別記様式第3号)しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議に関する権限を有する。
 - 3 監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人)

- 第8条 乙は、現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知(別記様式第4号)しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行い、この契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
 - 3 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 甲は乙に対して、引き渡した売買物件に契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があっても、その契約不適合に関する一切の責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙のいずれか一方が本契約各条項に違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。また、契約解除に伴って損害が生じた場合は、違反した側にその損害の賠償を請

求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず本契約が解除となった場合、甲は、第3条に定める所有権が移転した売買物件の精算額を確定し、確定した精算額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を、乙に請求するものとする。この場合、引渡し完了していない売買物件の所有権は甲に帰属する。

(費用負担)

第11条 本契約の履行に関して必要な費用は乙の負担とする。ただし、特記仕様に定めがある場合は甲が負担する。

(補則)

第12条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲（発注者） 住所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
氏名 一般社団法人宮城県林業公社
理事長

乙（受注者） 住所
氏名

別表 ※（別紙としていた別表を様式3号内に表示した）

用途別売買単価

用途	用途別売買単価 (円/m ³ , 税別)	備考

売買単価変更契約書

年 月 日付けで一般社団法人宮城県林業公社と と
の間において締結した（事業番号，事業名）の単価契約書を下記のとおり変更する。

記

1 追加する用途別売買単価

用途	用途別売買単価 (円/m ³ ，税別)	備考

2 契約期間 原 期間 契約締結の日から 年 月 日まで
変更期間 契約締結の日から 年 月 日まで

上記契約書の証として本書2通を作成し，当事者記名押印の上，各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者

一般社団法人 宮城県林業公社

理事長

印

受注者

住所

氏名又は名称

完了届

年 月 日

一般社団法人宮城県林業公社 理事長 殿

(受注者) 住 所
名 称
代表者

下記の事業が完了したので、素材販売単価契約書第4条1項の規定に基づき、完了届を提出します。

記

1 事業番号・事業名	
2 事業箇所	
3 契約締結年月日	年 月 日
4 契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 素材販売確定数量	m ³
6 完了年月日	年 月 日

注) 素材販売運搬内訳表 (用途, 材長, 径級別 任意様式) を添付すること。

着 手 届

年 月 日

一般社団法人宮城県林業公社 理事長 殿

(受注者) 住 所
名 称
代表者

年 月 日付けで契約締結した
約書第6条に基づき、下記のとおり着手します。

事業について、素材販売単価契

記

1 事業番号・事業名	
2 事業箇所	
3 契約締結年月日	年 月 日
4 契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 着手年月日	年 月 日

現場代理人届

年 月 日

一般社団法人宮城県林業公社 理事長 殿

(受注者) 住 所
名 称
代表者

年 月 日付けで契約締結した 分収第 号 事業について、素材販売単価契約書第8条第1項に基づき、現場代理人を下記のとおり定め（変更し）たので、別紙経歴書を添えて通知します。

記

区 分	新	旧
現場代理人		
任命年月日		

別紙

経 歴 書

1 本 籍 地

2 現 住 所

3 氏 名 印

4 生年月日 年 月 日 (歳)

5 学 歴
(最終学歴)

6 資 格 (法令による免許及び登録番号)

7 職 歴 (年 月 に入社)

8 実務経験年数

9 事業経歴